

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 6 月 14 日

東京瓦斯株式会社

2021 年 6 月 14 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 内田 高史

当社は、2021 年 4 月 28 日付で当社の 100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が一般ガス導管事業およびこれに附帯関連する事業に関する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行います。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

2021 年 4 月 28 日付で当社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約は、別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式 1,263 万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の 100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額に関する事項は次のとおりです。

資本金	99 億 9,500 万円
-----	---------------

資本準備金	24 億 9,500 万円
-------	---------------

利益準備金	0 円
-------	-----

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の第 1 期事業年度は、成立の日である 2021 年 4 月 1 日より 2022 年 3 月 31 日までであり、本書作成日現在、吸収分割承継会社において最終事業年度はありません。

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- (1) 当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得のための市場買付けを以下のとおり実施いたしました。

なお、下記買付期間中の買付けをもちまして、2021年4月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

- ① 買付けた株式の種類 当社普通株式
 - ② 買付期間 2021年5月10日～2021年5月18日(約定ベース)
 - ③ 買付けた株式の総数 1,439,500株
 - ④ 買付総額 3,299,881,550円
 - ⑤ 買付方法 東京証券取引所における市場買付
- (2) 当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、当社100%子会社である東京ガスiネット株式会社(住所：東京都港区浜松町二丁目3番1号)が運営する自動検針・集中監視サービス事業に関する権利義務を当社に会社分割の方法により承継させることを決議し、2021年5月19日付で、東京ガスiネット株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とし、効力発生日を2021年8月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。(以下「本吸収分割外分割」といいます。)

なお、本吸収分割外分割により当社が承継する資産、負債の項目及び金額(2021年3月31日現在)は以下の通りです。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	95百万円	固定負債	—
流動資産	8百万円	流動負債	—
合計	103百万円	合計	—

(注) 上記の金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となります。

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ2兆1,100億円及び1兆3,100億円程度です。

本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ6,800億円及び500億円程度です。

また、当社の2021年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務につい

ては、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である 2021 年 4 月 1 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,000 万円及び 0 円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ 6,800 億円及び 500 億円程度です。

また、吸収分割承継会社の 2021 年 4 月 1 日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）



吸収分割契約書

東京瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と東京ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件分割により、甲が営む一般ガス導管事業およびこれに附帯関連する事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号および住所）

第2条 本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：東京瓦斯株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：東京ガスネットワーク株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

（効力発生日）

第3条 本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（承継する権利義務等）

第4条 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

（本件分割の対価）

第5条 乙は、本件分割に際して普通株式1,263万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

（乙の資本金および準備金の額）

第6条 本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金99億9,500万円とする。

（2）資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金24億9,500万円とする。

（3）利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

（株主総

第7条

れ株主

（競業避

第8条

（本契約

第9条

は経営

他本契

（本契約

第10条

施に必

（協議事

第11条

うえ、こ

本契約締

2021年

(株主総会の承認)

の事業
おり吸
第 7 条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約および本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

(競業禁止義務)

第 8 条 甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

を「本

(本契約の変更・解除)

第 9 条 本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 10 条 本契約は、第 7 条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第 11 条 本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

、本件

とがで

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

紙「承

甲 東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 内田 高史



乙 東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長

野畑 邦夫



5。

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は次のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

- ① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産(但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェアおよび本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。)および投資その他の資産
- ② 本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している有形固定資産および無形固定資産のうち、主として本件事業で利用しているもの

(2) 流動資産

本件事業に属する売掛金、未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債(但し、社債および借入金に関する固定負債を除く。)

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債(但し、社債および借入金に関する流動負債を除く。)

3. 雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとし、甲は、本件分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

4. 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、売買、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務(上記1. および2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。)。但し、本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限るものとする。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上



別紙 2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法第 782 条第 1 項 会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

貸借対照表
2021 年 4 月 1 日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産	10	株主資本	10
現金および預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10